

青森県教育委員会第733回定例会会議録

期 日 平成22年2月3日(水)

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

議案第1号	学校職員の人事について……………	原案決定
議案第2号	学校職員の人事について……………	原案決定
議案第3号	公立幼稚園の廃止の認可について……………	原案決定
議案第4号	青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則案…	原案決定
そ の 他	(仮称)青森県立特別支援学校教育推進プラン(案)について	
そ の 他	職員の懲戒処分の状況について	

平成22年2月3日(水)

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後2時15分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、福島哲男、島康子、高橋幸江、清野暢邦、田村充治(教育長)
- ・説明のために出席した者の職
細越理事、橋本理事、山谷参事、小林参事、金子参事、職員福利・教職員・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員
島委員、高橋委員
- ・書記
相坂讓、坂本雄大

会 議

議事

議案第 1 号 学校職員の人事について
(非公開の会議につき記録別途)

議案第 2 号 学校職員の人事について
(非公開の会議につき記録別途)

議案第 3 号 公立幼稚園の廃止の認可について
(事務局説明 佐藤教職員課長)

十和田市教育委員会から十和田市立沢田幼稚園を、平成 23 年 3 月 31 日をもって廃止したい旨の認可の申請があった。

沢田幼稚園は、地域の出生数の減少等の影響により園児数が激減し、幼稚園教育に必要な集団生活の形成が困難であるなどの状況となっており、廃止することはやむを得ないと認められるため、認可するものである。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

(高橋委員)

幼稚園の園児数がだいぶ少なくなったとのことであるが、この幼稚園が廃止になることによって、今後、この地域の幼児たちの通園には支障は出ないのか。

また、この幼稚園で働いている教職員はどうなるのか。

(佐藤教職員課長)

まず、この地域の幼児の通園に関してであるが、沢田幼稚園学区である旧十和田湖町地区においては、公立の保育園・保育所が 2 か所あり、最寄りの保育園の入園率は 6 割程度となっており、こちらで受け入れが可能となっている。

また、6～7キロメートル離れている十和田市の市街地に私立幼稚園が4か所あり、いずれも受け入れが可能となっており、すでに沢田地区に幼稚園バスを運行しているため、幼児の通園に特段の支障はないものと考えている。

次に、廃止される幼稚園の教職員の処遇についてであるが、沢田幼稚園の職員については、園長、教頭、養護教諭及び教諭が各1名ずつの4人であるが、このうち、園長、教頭及び養護教諭については、それぞれ併設の十和田市立沢田小学校の校長、教頭及び養護教諭が兼務している状況であり、この3名は、幼稚園廃止に伴って兼務が解除となる予定である。

また、教諭1名については、沢田幼稚園の廃止日である平成23年3月31日付けで定年退職の予定である。

(鈴木委員長)

ほかに何か意見、質問はあるか。

なければ、議案第3号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第3号は原案どおり決定する。

議案第4号 青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

(事務局説明 松田スポーツ健康課長)

平成22年1月1日付けで日本年金機構法が施行され、日本年金機構が設立された。このため、社会保険庁が廃止され、社会保険事務所の名称が年金事務所に改められることとなった。

この度の改正は、本規則様式中の名称である社会保険事務所を年金事務所に改めるなど、所要の整理を行うものである。

なお、この規則は、公布をもって施行するものであり、公布日は平成22年2月8日を予定している。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

なければ、私から1つ。法律の施行日から条例の施行日まで1か月以上経過することとなるが、その期間は、運用上影響ないのか。

(松田スポーツ健康課長)

現在、この規則に基づく事務が発生していないことから実務上の影響はない。

(鈴木委員長)

ほかに何か意見、質問はあるか。

なければ、議案第4号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第4号は原案どおり決定する。

その他 (仮称)青森県立特別支援学校教育推進プラン(案)について

(事務局説明 小林参事・学校教育課長)

はじめに、1 教育推進プラン(案)の概要についてである。

(1)経緯についてである。

近年、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の障害が、重度・重複化、多様化する傾向にある。また、平成19年4月から学校教育法が一部改正され、盲・聾・養護学校は、障害種別を超えた対応が可能な特別支援学校に法律上一本化された。

これらを背景に、平成20年5月に「青森県特別支援学校在り方検討会議」を立ち上げ、審議を重ね、平成21年1月に答申があったところである。

この答申を受け、教育庁内において、今後の特別支援学校の在り方について、具体的な実施計画の検討を進めてきた。

その内容である。

まず、(2)基本方針として、複数の障害種別に対応した教育の充実、学校規模が大きい特別支援学校の学習環境の充実、高等部教育の充実、地域における特別支援教育のセンター的機能の充実の4つの視点を掲げ、実施計画を策定し、特別支援学校の充実・発展を図りたいと考えている。

次に、(3)実施計画についてである。

この実施計画は前期と後期の2つに分かれており、前期は教育の内容を充実する

ソフト的な内容、後期は、前期実施計画期間での検討を踏まえ、改めて実施計画を策定して行うこととなっている。

の前期実施計画において、実質的に取り組む内容は、表1に記載している3つの内容となっている。

1 知的障害と肢体不自由の複数の障害種別に対応した教育の充実として、知的障害を対象とする七戸養護学校及びむつ養護学校に、肢体不自由教育部門を整備し、知的障害と肢体不自由の複数の障害種別に対応した専門的な教育の充実を図る。

2 病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校の高等部教育の充実として、現在、青森若葉養護学校内に設置している浪岡養護学校の高等部分教室を、青森若葉養護学校の高等部として設置し、小学部から高等部までの一貫した教育の充実を図る。

3 聴覚障害を対象とする特別支援学校による特別支援教育のセンター的機能の充実として、弘前聾学校における文字・絵などの視覚的な手段を用いた言語及びコミュニケーションの指導など、聴覚障害教育の専門性を活用し、中南地区における発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援拠点として、機能の充実を図る。

前期実施計画において、後期実施計画に向けた検討を行う内容について、表2に記載している。

1 森田養護学校について、知的障害と肢体不自由の複数の障害種別に対応した教育の充実に向けた検討を進める。

2 青森聾学校及び八戸聾学校について、聴覚障害を対象とする特別支援学校による特別支援教育のセンター的機能の充実に向けた検討を進める。

3 学校規模が大きい八戸第二養護学校の学習環境の充実に向けた検討を進める。

4 三八地区、中南地区における知的障害を対象とする特別支援学校高等部の職業教育の充実に向けた検討を進める。

5 視覚障害を対象とする特別支援学校の特別支援教育のセンター的機能の充実に向けた検討を進める計画となっている。

の後期実施計画については、前期実施計画の実施状況等を踏まえ、平成25年度に後期実施計画を策定する計画としている。

2 今後のスケジュールについてであるが、教育委員からの意見を反映して実施計画案を決定し、2月12日に公表する。

また、県民からの意見聴取の機会をできるだけ多く設けるため、2月15日から約40日間パブリックコメントを実施するとともに、県内6地区において説明会を行い、県民から意見を募集したいと考えている。

その後、もらった意見を参考に内容を十分精査し、7月に成案を公表し、広く県民に周知していきたいと考えている。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

(島委員)

実施計画の中身について何点が聞きたい。

まず、表1の「知的障害と肢体不自由の複数の障害種別に対応した教育の充実」の個所であるが、前期の段階で七戸養護学校とむつ養護学校が対象になっているのはどういう理由からか。

次に、「聴覚障害を対象とする特別支援学校による特別支援教育のセンター的機能の充実」の“センター的機能”という言葉があるが、具体的にはどのような機能を想定しているのか。

もう1点であるが、表2に「学校規模が大きい特別支援学校の学習環境の充実に向けた検討」とあるが、具体的にはどのようなことを検討していくのか。

これらについて、もう少し詳しく説明願いたい。

(小林参事・学校教育課長)

まず、1点目の七戸養護学校とむつ養護学校を対象としているのはなぜかについてである。

学校教育法の一部改正により、特別支援学校が制度化されたが、その趣旨の中に「児童生徒等ができる限り地域の身近な特別支援学校に就学できるようにすること」というのがあり、通学に係る児童生徒の負担軽減につながるものである。

また、複数の障害種別に対応したより専門性の高い教育の展開が可能となり、児童生徒一人一人に応じた指導の充実が図られることとなる。

特に、上北地区及び下北地区を対象としているのは、当該地区には、現在、肢体不自由を対象とする特別支援学校が未設置の地区であり、肢体不自由を有する児童生徒が、より身近な特別支援学校を選択できるようにするものである。

次に、“センター的機能”についてであるが、特別支援学校による“センター的機能”は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の要請に応じて発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒への支援や、教員への助言、研修協力、関係機関との連絡調整などを行うものである。

次に、「学校規模が大きい特別支援学校の学習環境の充実に向けた検討」の具体的な内容についてであるが、八戸第二養護学校は生徒数が300人を超えており、かなり学校規模が大きくなっている。例えば、使用されていない学校を利用し、高等部のみをもっていき教育を行うなど、一人一人に目の行きとどくような教育を行いたいと考えている。

(橋本理事・教育次長)

補足であるが、委員から質問のあった表2については、後期の計画分であり、今後の八戸第二養護学校の児童生徒等の状況を把握したうえで、具体的にどのような方法があるのか、施設・設備の面であれば現在の場所で教室を増やすことが可能であるのか、1か所で小・中・高の教育が可能であるのかなど様々な方向からの検討が必要になるかと思う。

このような検討を前期計画の期間中に行うということである。

(鈴木委員長)

ほかに何か意見、質問はあるか。

なければ、私から1つ。確認であるが、パブリックコメントを実施するということであるが、本件に一番興味を持っているのは、障害を持つ子どもをもった親などの家族であると思うが、その方々にはパブリックコメントを実施しているという連絡などは行うのか。

(小林参事・学校教育課長)

パブリックコメントについては、教育広報に掲載することとなっている。さらに、計画について説明会も行うこととなっているので、関係者には伝わるものと思っている。

また、パブリックコメントについては、通常30日間のところを、今回は約40日間実施することとしているので、関係者等の声は十分聴取できるものと思っている。

なお、本件については、マスコミなどにも発表し、周知を図っていきたいと考えている。

(島委員)

委員長の質問に関連して、地区説明会は、どこの地区で行うのか。

(小林参事・学校教育課長)

県内6地区である。上北、下北、三八、東青、西北、中南地区である。

(鈴木委員長)

ほかに何か意見、質問はあるか。

なければ、ただ今の件については了解した。

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

(鈴木委員長)

1月に行った職員の懲戒処分については、資料のとおりであるが、何か質問、意見はあるか。

(清野委員)

事案1について、まず、事故の概要をもう少し詳しく説明願いたい。

次に、事故があったのは平成20年3月、これに対する処分が先月となっており、およそ2年が経っているが、なぜこんなに時間がかかっているのか。

(佐藤教職員課長)

まず、事故の概要についてであるが、平成20年3月17日午後4時45分ごろ、八戸市内の国道で、自動車で時速55キロメートルくらいの速度で走行していたところ、考え事をし、前方不注意により減速徐行中の普通貨物自動車に追突し、さらに追突後ハンドルを切り、ブレーキとアクセルを踏み違い加速させ、普通乗用車に追突し、自動車7台が絡む多重衝突事故を起こしたものである。

次に、これまで処分していなかった理由についてであるが、通常、交通事故の事案については、事故の発生状況及び事後対策等を総合的に勘案しながら処分を決定しているところである。特に重傷事故については、被害者のその後の経過、示談の状況、行政処分若しくは刑事処分を確認して処理を行っている。

今回の事案については、相手方の怪我の回復が思ったよりも長くかかったこと、後遺障害の認定にも時間が費やされたこと、これまで示談が未成立であったことなどの理由からこれまで処分していなかった。今回の処分は、重傷であった方との示談が成立したこと、もう一人とは示談が未成立であるが、治療がすでに終了しており、かつ、示談までにはさらに時間を要するという状況が見込まれることから今回処分したものである。

(清野委員)

自動車7台の多重衝突事故というのは、かなり大きい事故であると思うが、処分の内容は、過去の事例に照らして決められているのか。

また、処分の月日についてであるが、処分は事故の発生日にさかのぼって行われるのか、又は、あくまでも処分年月日からとなるのか。

(佐藤教職員課長)

まず、処分内容については、事故の相手方の傷害の程度を勘案し、過去の事例に照らして内容を決定したところである。

処分の年月日については、事故の発生日までさかのぼることなく、今回示しているとおり平成22年1月15日が処分日となる。

(鈴木委員長)

ほかに何か意見、質問はあるか。

なければ、今回の懲戒処分の状況については了解した。